

## 第 2 0 類

海泡石，こはく，荷役用パレット（金属製のものを除く。），養蜂用巣箱，美容院用椅子，理髪用椅子，プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。），貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。），輸送用コンテナ（金属製のものを除く。），カーテン金具，金属代用のプラスチック製締め金具，くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。），座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。），錠（電気式又は金属製のものを除く。），クッション，座布団，まくら，マットレス，木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，ししゅう用枠，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。），旗ざお，うちわ，扇子，植物の茎支持具，愛玩動物用ベッド，犬小屋，小鳥用巣箱，きやたつ及びはしご（金属製のものを除く。），郵便受け（金属製又は石製のものを除く。），帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。），買物かご，家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。），ハンガーボード，工具箱（金属製のものを除く。），タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。），家具，屋内用ブラインド，すだれ，装飾用ビーズカーテン，日よけ，風鈴，つい立て，びょうぶ，ベンチ，アドバルーン，木製又はプラスチック製の立て看板，食品見本模型，人工池，葬祭用具，懐中鏡，鏡袋，揺りかご，幼児用歩行器，マネキン人形，洋服飾り型類，スリーピングバッグ，額縁，石こう製彫刻，プラスチック製彫刻，木製彫刻，経木，しだ，竹，竹皮，つる，とう，木皮，あし，い，おにがや，すげ，すさ，麦わら，わら，牙，鯨のひげ，甲殻，人工角，象牙，角，歯，べっこう，骨，さんご

海泡石 こはく

0 6 B 0 1

[第1類 第6類 第14類 第17類 第19類]

荷役用パレット（金属製のものを除く。）

09A03

[第6類 第7類 第12類]

養蜂用巣箱

09A44

美容院用椅子 理髪用椅子

09E25

[第10類 第11類]

プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）

09F05

[第6類 第7類 第11類 第17類 第19類]

アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちょう形バルブ

貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。）

(09G59・09G60)

液体貯蔵槽 工業用水槽

09G59

[第6類 第19類]

液化ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽

09G60

[第6類]

輸送用コンテナ（金属製のものを除く。）

12A74

[第6類]

カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。） 13C01

[第6類 第11類 第17類 第18類 第26類]

(備考)「カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。）」は、第18類「洋傘金具」、第25類「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」、「げた金具」及び第26類「靴はとめ 靴ひも代用金具」に類似と推定する。

錠（電気式又は金属製のものを除く。）

13C02

[第6類 第14類]

クッション 座布団 まくら マットレス

17C01

[第22類 第24類]

(備考)「まくら マットレス」は、「寝台」に類似と推定する。

木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器 (18C03・18C06・18C09・18C13)

木製の包装用容器（「コルク製及び木製栓・木製ふた」を除く。）

18C03

折り箱 木箱 たる

竹製の包装用容器

18C06

かご

プラスチック製の包装用容器（「プラスチック製栓及びふた」を除く。） 18C09

[第16類]

コルク製・プラスチック製及び木製の栓 プラスチック製及び木製のふた

18C13

[第6類 第17類 第21類]

ししゅう用枠

19B03

[第8類 第16類 第21類 第26類]

ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）

19B21

[第6類]

旗ざお

19B22

[第16類 第24類]

うちわ 扇子

19B23

植物の茎支持具

19B32

[第21類]

愛玩動物用ベッド 犬小屋 小鳥用巣箱

1 9 B 3 3

[第18類 第21類 第28類]

きやたつ及びはしご（金属製のものを除く。）

1 9 B 3 4

[第6類]

郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）

1 9 B 3 5

[第6類 第19類]

帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）

1 9 B 3 6

[第6類]

買物かご

1 9 B 4 2

家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）

1 9 B 4 9

[第6類 第19類]

ハンガーボード

1 9 B 5 1

工具箱（金属製のものを除く。）

1 9 B 5 3

[第6類]

タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）

19B54

[第6類 第21類]

家具

20A01

[第6類 第14類 第19類]

1 たんす類

食器戸棚 茶たんす 洋服たんす

2 机類

座卓 事務机 食卓 勉強机 和机

3 椅子類

安楽椅子 きょうそく 腰掛け椅子 座椅子 食卓用椅子 長椅子 乳幼児用ハイチェア

4 鏡

鏡台 三面鏡台 姿見台 手鏡

5 洗面化粧台

6 いこう おもちゃ箱 傘立て げた箱 書棚 寝台 宅配ボックス 陳列棚 つり床  
長持 文庫 本立て 本箱 マガジンラック ロッカー

（備考）1 「家具」は、「つい立て びょうぶ」及び「ベンチ」に類似と推定する。

2 「手鏡」は、「懐中鏡」に類似と推定する。

3 「寝台」は、「まくら マットレス」及び第24類「かや 敷布 布団 布団カバー 布団側 まくらカバー 毛布」に類似と推定する。

屋内用ブラインド すだれ 装飾用ビーズカーテン 日よけ

20C01

[第24類 第27類]

（備考）「すだれ 日よけ」は、第22類「雨覆い 天幕」に類似と推定する。

風鈴

20C02

[第21類]

つい立て びょうぶ

20C04

(備考)「つい立て びょうぶ」は、「家具」、第6類「金属製建具」及び第19類「建具（金属製のものを除く。）」に類似と推定する。

ベンチ

20D02

(備考)「ベンチ」は、「家具」に類似と推定する。

アドバルーン 木製又はプラスチック製の立て看板

20D04

[第6類 第21類]

食品見本模型

20D05

人工池

20D06

葬祭用具

20F01

[第6類 第19類 第21類 第24類 第26類 第31類]

位はい 神棚 骨つぼ さかき立て 三宝 数珠 納棺用品 花立て 棺 仏壇 へいじ みこし 水玉 木魚 輪灯

懐中鏡 鏡袋

21F01

[第3類 第8類 第10類 第18類 第21類 第26類]

(備考)「懐中鏡」は、「手鏡」に類似と推定する。

揺りかご 幼児用歩行器

2 4 A 0 1

[第9類 第28類]

マネキン人形 洋服飾り型類

2 4 A 0 2

スリーピングバッグ

2 4 C 0 3

[第6類 第8類 第21類 第22類 第28類]

額縁

2 6 B 0 1

[第16類]

石こう製彫刻 プラスチック製彫刻 木製彫刻

2 6 C 0 1

[第6類 第19類]

経木 しだ 竹 竹皮 つる とう 木皮

3 4 E 0 2

[第31類]

あし い おにがや すげ すさ 麦わら わら

3 4 E 0 3

牙 鯨のひげ 甲殻 人工角 象牙 角 歯 べっこう 骨

3 4 E 0 5



さんご

34E06